

会 議 記 録

会議名称	第6回（令和6年度第1回）杉並区子どもの権利擁護に関する審議会	
日時	令和6年5月7日（火）18時30分～20時26分	
場所	杉並区役所 中棟6階 第4委員会室	
出席者	委員名	高木委員、谷村委員、田村委員、増田委員、向井委員、曾山委員、板垣委員、佐野委員、横田委員、岡野委員、横山委員、若松委員、野村委員、新藤委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部子ども政策担当課長、子ども家庭部管理課長、子ども家庭部地域子育て支援課長、子ども家庭部児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、子ども家庭部保育課長、子ども家庭部保育施設担当課長、子ども家庭部児童青少年課長、子ども家庭部学童クラブ整備担当課長、保健福祉部障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長 教育委員会事務局庶務課長、教育委員会事務局済美教育センター教育相談担当課長
傍聴者数	14名	
配付資料	資料1	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿及び席次表
	資料2	杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿
	資料3	3～4月に実施した子どもからの意見聴取の取組・内容等について（報告）
	資料4	子どもワークショップ（シーズン2_第2回） 『「子どもにとって大切な権利」について考えてみよう』意見考察（事務局作成）
	資料5	『杉並区が子どもに約束するきまりのなかの「子どもにとって大切な権利」について考えてみよう』ワークシートまとめ
	資料6	「各主体（大人）の役割検討部会」グループワーク意見一覧
	資料7	各主体（大人）の役割検討部会まとめ（野村会長作成）
	資料8	答申案（骨格）と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について
	番号なし	杉並区におけるいじめ対策の強化について
会議次第	1	開会
	2	議題及び報告事項等
	(1)	区からの報告事項
		・子どもからの意見聴取の取組・内容等について
		・杉並区におけるいじめ対策の強化について
	(2)	子どもワークショップ第2回ワーク『「子どもにとって大切な権利」について考える』での意見等について

	<p>(3)「各主体（大人）の役割検討部会」における議論について (4) 答申案（骨格）と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について</p> <p>3 その他 ・今後の進め方について</p>
野村会長	<p>皆さん、こんばんは。それでは、定刻になりましたので第6回、本年度第1回になるのでしょうか、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会を始めたいと思います。</p> <p>この審議会も随分佳境に入ってきました。今日も報告があると思いますけれども、子どもたちのワークショップが並行して行われていて、条例に盛り込むべき事項について、一部子どもたちから聞く取組なども進んできているところです。ということで、こちらも気を引き締めてやっていかなければいけないなど思っている次第です。</p> <p>まずは事務局から審議会開催に当たって定例事項についてご説明いただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>私はこの4月から子ども政策担当課長としてまいりました松下と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第の2「議題及び報告事項等」に入ります前に定例事項についてご確認をお願いできればと思います。</p> <p>初めに定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第5条第2項により、委員の半数以上の出席で成立としております。本日は谷村委員が遅れておりますが、13名の方が出席されておりますことから、委員の半分以上の出席がございますので、有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>次に、資料の確認をさせていただきます。席上に配付させていただきました資料をご確認ください。</p> <p>まず資料1としまして、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会委員名簿、及び席次表。</p> <p>資料2が、杉並区子どもの権利擁護に関する審議会事務局名簿。</p> <p>資料3で、A4のホチキス留めのカラー刷りのものがございますが、「3～4月に実施した子どもからの意見聴取の取組・内容等について（報告）」。</p> <p>資料4で「子どもワークショップ（シーズン2_第2回）『子どもにとって大切な権利』について考えてみよう』意見考察（事務局作成）」。</p> <p>資料5にまいりまして、こちらもカラー刷りの横判になりますけれども、『杉並区が子どもに約束するきまりのなかの「子どもにとって大切な権利』について考えてみよう』ワークシートまとめ」。</p> <p>次に資料6で、また横判になります。『各主体（大人）の役割検討部会』グループワーク意見一覧」。</p> <p>続いて資料7で、「各主体（大人）の役割検討部会まとめ」。これは野村会長の作成したものになります。</p> <p>続いて資料8で、こちらはA3判のもので、「答申案（骨格）と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について」。</p> <p>最後に番号がないもので、「杉並区におけるいじめ対策の強化について」となっております。</p> <p>少々資料が多くなっておりますけれども、不足等ございませんでしょうか。ご確認いただき、もし何かございましたら、事務局にお声がけ</p>

	<p>ださい。</p> <p>次に、人事異動に伴いまして事務局職員の変更がございましたので、ご紹介させていただきます。資料2に事務局職員名簿を配付してございます。</p> <p>今回より名簿1番の松沢智子ども家庭部長、5番の青木博巳子ども家庭部保育課長、9番の矢花伸二保健福祉部障害者施策課長、12番の半野田聡済美教育センター教育相談担当課長が出席されることになりました。</p> <p>そうしましたら、松沢部長から順に自己紹介で、ご挨拶をお願いいたします。</p>
子ども家庭部長	<p>皆さん、こんばんは。この4月に子ども家庭部長になりました松沢と申します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>審議会の委員の皆様におかれましては、昨年8月から審議を重ねてきていただいていると伺っております。ありがとうございます。</p> <p>本日は「子どもワークショップ」についての取組の報告のほか、答申に向けた骨格についての議論をしていただくと伺っております。引き続き議論のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
子ども家庭部保育課長	<p>皆さん、こんばんは。4月から保育課長になりました青木博巳と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
障害者施策課長	<p>皆さん、こんばんは。4月より障害者施策課長となりました矢花と申します。前任は保育課長を務めてまいりました。席次は変わりますが、続けてということになります。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
済美教育センター教育相談担当課長	<p>こんばんは。4月より済美教育センター教育相談担当課長になりました半野田です。昨年度まで高井戸中学校の副校長として勤務しておりました。何か現場の声等、お届けできたらなと思います。よろしく申し上げます。</p>
子ども政策担当課長	<p>次に、会議録作成のための録音についてでございます。本日の会議につきましましては、前回同様、会議記録の作成のために録音させていただきます。後日、委員の皆様にご確認についてご連絡させていただきますので、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、第5回審議会会議録につきましましては、既に区公式ホームページで公開されておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、審議会の撮影等に関する申請についてでございますが、本日は録音・撮影等の申請はございません。</p> <p>事前の確認事項につきましましては以上でございます。</p>
野村会長	<p>それでは、次第2の「議題及び報告事項等」に入っていきたいと思っております。</p> <p>まず「(1) 区からの報告事項」ということで、最初に「子どもからの意見聴取の取組・内容等について」で、資料3ですかね。事務局からよろしくお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら「子どもからの意見聴取の取組・内容等について」、資料3でご説明させていただきます。</p> <p>3月から4月にかけての意見聴取につきましましては、3月12日に子ども日本語教室(中学生)へのヒアリング、3月24日、30日、4月21日に「子どもワークショップ」を実施いたしました。</p> <p>資料の2ページに子ども日本語教室での意見聴取の様子を記載していますが、この日は中国、ネパール、タイ国籍の中学2年生6名が参加しまして、「居場所」と「学び」についてふだん感じていることを自由に</p>

	<p>答えてもらいました。</p> <p>日本語教室に通う子どもということで、日本語の習得が十分でないといった点を考慮して、リラックスした雰囲気やホワイトボードを活用した内容の共有などを行いながら実施いたしました。</p> <p>子どもたちの意見についても2ページ右下の吹き出しのところにもまとめて記載してございますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>次の3ページからは、「子どもワークショップ」について記載しております。</p> <p>ワークショップについては、シーズン1を令和5年11月から令和6年3月にかけて行いまして、3月24日からはシーズン2が始まっています。</p> <p>まずシーズン1ですが、3月30日に最終回を迎えまして、区長や本審議会の委員の皆様に向けて、ワークショップに参加したきっかけですとか、学んだり活動してきた内容の発表を行いました。それと一緒にシーズン1の子どもたちが作成した「なにそれな?!すごろく」の体験交流ですとか、参加者全員での意見交換会を行っております。この日は委員の皆様にもご参加いただいたところですが、こちらの資料の6ページと7ページに実施報告を載せておりますので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>シーズン2は3月24日に第1回を実施しましたが、子どもの権利についてのワークショップと、あとこの日は、シーズン1の発表のリハーサルを同じ日に開催していたしましたので、その見学ですとか先ほどの「なにそれな?!すごろく」で一緒に遊んだりしながら、シーズン1の子どもとの交流を行いました。4月21日に実施した第2回では本審議会で考えていただいた子どもの権利について、子どもから意見をもらっています。こちらについては後ほど改めてご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>今お話ししましたシーズン1の最後の発表は区の広報番組の「すぎなみスタイル」で取り上げています。雰囲気が伝わるかと思っておりますので、こちらの一部をご覧いただければと思います。</p> <p>(動画上映)</p> <p>ありがとうございます。最後はちょっと割愛をさせていただきました。会議時間の都合上、ちょっと早口での上映となり申し訳ございませんでした。</p> <p>続いてもう一つの区からの報告事項「いじめ対策の強化について」は、所管課から説明させていただきたいと思っております。</p>
<p>教育委員会事務局庶務課長</p>	<p>教育委員会庶務課長の渡邊でございます。私からは「杉並区におけるいじめ対策の強化について」ということで、資料番号はないですが、参考資料で、先日4月22日に行われました文教委員会の内容で、概要のご報告をさせていただきます。座ったままで失礼いたします。</p> <p>「杉並区におけるいじめ対策の強化」ということで、今回の子どもの権利の審議会、さらにはその先の条例制定とも非常に関連があるということで、今回ご報告させていただきます。</p> <p>今現在、杉並区におけるいじめ対策については学校と教育委員会が連携して、協力して行っているところですが、残念ながら法律で規定しております重大事態という要件があるのですが、それが多く発生しているという状況でございます。</p> <p>それらの状況を踏まえて、区では今後いじめ対策を総合的に推進する</p>

	<p>ための基本的な考えをまとめるということで、仮称ではございますが、「いじめ防止対策推進条例」の制定を考えております。この条例については、子どもの権利条例の制定時期とほぼ並行して同じような時期に制定、来年の一定を目指しているという状況がありますので、その関連もございまして今回報告させていただきます。</p> <p>この資料の1番でございますが、「いじめ対策強化のための体制等の充実」ということでまず取り組んでいくもの、条例以外のものになりますけれども、いじめ重大事態が発生した場合に、私どもでいじめ防止対策の問題の委員会を附属機関で制定しております。それらの委員構成を増加させて、調査審査機能を強化することを行うということをまず取り組んでいきます。</p> <p>(2)で書いてありますが、教育委員会の事務局並びに済美教育センターの人員も強化して、いじめ対策に取り組むというものがございます。</p> <p>また裏面、(3)で学校法律相談、いわゆるスクールロイヤーというのがあり、現在3名の弁護士にお願いしていますが、これを2名増員するというのも計画しますという内容が書いてございます。</p> <p>また(4)で、学校現場における今日のいじめ問題に対する知見を深めるということで、外部の委員をお招きして、校長、副校長、管理職をはじめとして、学校関係者への専門研修も充実させていこうという取組でございます。</p> <p>大きな2番といたしまして、「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定ということでございます。いじめ防止については国でまず法律が示されて、それに基づいて区では基本方針だとかガイドラインといったものを現状つくって対応しているのですが、自治体によっては独自に条例を制定する中でいじめ対策についての理念だとか、自治体、保護者、学校の役割を制定しているところがあります。</p> <p>杉並区もこれらのものを目指していくということで、それらのものを盛り込んだ「(仮称)いじめ防止対策推進条例」を、大きな3番のところでございますが、来年、令和7年2月の第1回定例会に条例案として出そうということで、この4月以降、取組をそこに書いてあるとお進めていくというものでございます。</p> <p>私から、概要は以上でございます。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>区からの報告事項について、何かご質問等ございますか。</p>
曾山委員	<p>杉小P協の曾山です。今、令和5年度において重大事態が4件発生、ということが書いてあるのですけれども、過去の内容がもしお分かりでしたら教えていただけたらと思うのですけれども。</p> <p>令和5年度が特別多かったのか、それとも毎年このぐらいの件数が発生しているのか、教えてください。</p>
教育委員会事務局庶務課長	<p>手元にすぐないですが、実は平成27年度か28年度に1回、法律で規定する重大事態案件が起きました。その後、ゼロという年度がずっと続いていたのですが、たまたま5年度に複数、4件ということで、急遽発生したという状況でございます。</p>
曾山委員	<p>ありがとうございます。</p>
野村会長	<p>ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。</p>
田村委員	<p>田村でございます。私も同じく重大事態についてお伺いしたいのです</p>

	<p>けれども、この根本原因みたいなところの分析というのはもうお済みなんでしょうか。それとも、まだ調査中という状況でしょうか。</p>
教育委員会事務局庶務課長	<p>根本原因といいますか、いじめというのはこの重大事態が4件ございますけれども、実は各学校でかなりの件数を抱えているという状況になります。</p> <p>重大事態というのは、法律の規定によって2種類ございます。</p> <p>1番が命だとか、身体だとか、いわゆる重大な影響がある、いわばけがをさせられたり、場合によっては他の自治体だと自殺に至るといようなこともあります。それが1号。</p> <p>2号のほうは、いじめを起因として30日以上長期の不登校状態にあるというものがございまして、それらのものが入っています。</p> <p>今回5年度、何でこんなふうに起きたのかというのがありますけれども、その間も本当に長期の出席ができないような状態というのはあり、何とか学校も対策、解決に向けて取り組んできたというのはあるのですが、昨今、国の考え方が、不登校については、学校は今まで学校に何とか戻って、学校生活を取り戻してもらおうという主眼でやってきたのですが、無理に学校に登校させるという方向から、学校に行かなくても何とか支えながら卒業を目指していくという方向に少しベクトルといいますか、軸が変わってきたという大きなものがあるのかなというのがあるのですが、ただし、何で4件が急に起きたのだということについては、なかなかこれだという理由についてはまだ確認できないというのが現状でございます。</p>
野村会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>いじめ重大事態とかいじめ防止対策については、私は相当数のいじめ重大事態の調査に関わっていますので、ヒアリングしてもらったほうがいいのではないかと考えてますけれども。それはともかくとして、よろしいですかね。</p> <p>では、先に進んでおきたいと思います。</p> <p>次第2の(2)子どもワークショップのシーズン2「第2回ワーク」についてご報告いただければと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>そうしましたら、「子どもワークショップ第2回ワーク『子どもにとって大切な権利』について考える』での意見等について」における議論について、ご報告させていただきます。資料4と5をご用意ください。</p> <p>4月21日に実施しました「子どもワークショップ」シーズン2では、本審議会でも考えていただきました子どもの権利の案、6つを提示しまして「いいねと思った」もの、それから「意見を言いたい」もの、それとその理由、加えて書いてある権利以外の意見についてグループワークを行いまして、ワークシートを作成しています。</p> <p>本日の会場入り口を入ってすぐ右側のところにワークシートの現物を掲示しておりますので、ご覧いただいた方もいらっしゃるかと思います。各権利の案について「いいね」というものについては青いシールを貼って、「意見を言いたい」というものについてはオレンジのシールを貼って、附箋で意見を書くというようなワークをやっていただきました。</p> <p>資料4に作成されたワークシートを踏まえて事務局が作成した各権利の案に対する意見考察ということで記載をしておりますけれども、子どもたちから頂いた意見については否定とか反対というような意見はあまりなくて、いずれの権利でも「いいねと思った」という方へ投票と</p>

	<p>いいですか、シールを貼る枚数が多くございました。</p> <p>子どもたちからの意見としましては、権利の表現に関する意見というのが3件ほどあったのですけれども、そのほかに権利を保障するための具体的な方策に関する意見ですとか、あと自分たちに合う居場所や、やりたいことを支援する場や機会を求めるといった意見が複数ありました。子どもを対象とした区の施設ですとか支援などが子ども自身に届くように分かりやすく伝えていくとともに、子どもたちの意見を聞く場ですとか機会が必要であると感じました。</p> <p>資料4は私たち事務局が作成した意見考察でございますけれども、資料5は先ほどの貼ってあるワークシートをまとめて、子どもたちの意見を原文のままで打ったものになっていますので、こちらを併せてお時間あるときにご覧いただければと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議題(1)と(2)にまたがりますけれども、(1)の最初の子どもの意見聴取の取組がシーズン1、それから、(2)の第2回ワークというのはシーズン2になっていて、子どもから様々な意見を聞くという取組を継続して行っていることになります。</p> <p>シーズン1の(1)のすごろく、最後の回にこのメンバーでも参加された方がおられると思いますけれども、よろしかったらご感想とかご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
新藤副会長	<p>子どもたちが堂々と自分たちの意見を言っていて、それが本当にすばらしいと思いました。これまでつくり上げてきたというか、ワークショップの参加者同士も安心して意見を言えるよう関係性があったり、野村先生から十分なレクチャーを受けたりですとか、そこの積み重ねがあって最終の発表会になったかなと思います。</p> <p>割と区長だったり大人に対してドキッとするような質問もあったのですけれども、それに対して大人の側が真摯に答えていくことがとても大事だなと感じたところです。</p>
野村会長	<p>ほかにここでも参加された方がおられると思いますが、いかがでしょうか。</p>
岡野委員	<p>主任児童委員の岡野です。主任チーム部会でもこのワークショップの話をさせていただいて、「すごろくを作ってもらって、みんなでやった」と言ったのですけれども、まだホームページにアップされていないようで、その内容について口頭だと、「それな」とか、「あれ」とか、「なにそれ」とか言って話したけれども通じないというか、「やってみたい」みたいな声があったので、実際にどんな内容のすごろくで、こういうふうにやっていたというのを見える化してくれると、こんなのをやっていたのだというのが分かるなと思ったので、大変忙しいとは思いますが、すごろくはこんなのだったというものをホームページに載せていただくと、すごくリアルに分かるかなと思いました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>先ほどの動画はアップされたのでしょうか。</p>
子ども政策担当課長	<p>先ほどの動画は「すぎなみスタイル」という杉並区の広報番組がございまして、そちらでYouTube配信がされています。区の公式ホームページから入れるようになっております。</p> <p>あと5月14日までなので、ジェイコムでの放映もしてお</p>

	<p>りまして、9時、12時、20時の1日3回放映しておりますので、お時間がある方はご覧いただいてもよろしいかと思います。</p>
高木委員	<p>公募区民委員で、養育家庭の会の副理事長をやっております高木です。私も参加させていただいたのですけれども、結構面白かったというのがまず印象で、「なるほどな」と思いましたし、2つのフレーズですか、「なにそれ」、「それな」とか、同意する場面もほぼ納得できるということがあって。</p> <p>あと子どもたちの不満といいますか、学校生活に関わるのが結構多いなど。だから、それだけ学校で過ごしている時間といいますか、密度が高いから学校に対するいろいろな自分たちの思いとか何かがあるのだろうなど。私どもが会社に行っている時間が長いと同じように、子どもたちにとっては学校生活がメインだなというのをまた改めて認識した次第です。</p> <p>1回やってみると、少ししか参加しなかったのですが、それなりに面白かったので、皆さんも何かの機会で作ってみると本当にいいのではないかなと思って。せっかくこれだけのものができたのだから、学校でも実際にやる機会があればいいのになって思った次第です。</p>
増田委員	<p>増田です。3月30日のワークショップに参加させていただきました。その感想なのですけれども、改めて子どもたちの意見を直接聞くことの大切さを、楽しいながらも痛感しました。</p> <p>特に印象に残っていたのが、子どもたちが子どもの権利を普及させるためのいろいろなアイデアを具体的に出してくれたことです。例えばSNSを使った発信ですとか、あと大人向けのワークショップ、こういう自分たちが経験しているようなワークショップを大人向けにもやったらどうかとか、学校の道徳の時間の中でこのすごろくを使って楽しく子どもの権利を学ぶことはどうかとか、そういった具体的な提案を子どもたちがしてくれたのがとても印象に残っています。</p>
向井委員	<p>向井です。私も参加しました。すごく楽しかったです。すごろくが本当に楽しくて、さっきもそこ（会場内の現物展示）で盛り上がりすぎて一生懸命説明してしまったのですけれども、ぜひいろいろな方にやっていただけたらと思いました。学校でやったりしたら、すごく面白いと思います。もしかしら「なにそれな」のカードをそれぞれ作ってみる、もっと言うとすごろくも作ってみるのも楽しいのではないかなと思いました。</p> <p>あと、今、増田委員もおっしゃっていましたが、子どもたちの提案がすごく新鮮で、今おっしゃられたようなことに加えて、ほかの自治体はどうやっているのか見学に行きたい、見に行きたいという希望もあって、私も一緒に行きたいと思いました。</p> <p>あと、感想でも申し上げたのですけれども、メンバーの皆さんの発表のときのお互いの支え合いがとってもすてきで、ちょっと詰まったりする子に対してはフォローを入れたりとか、それぞれいい感じの空気感、呼吸でマイクを回していったりとか、そういうところもすごくすてきで、とてもいいワークショップだったのだなというのが分かりました。</p> <p>野村先生、お疲れさまでした。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。ほかには大丈夫ですかね。</p> <p>このすごろくというのは、関西で作られている「なんでやねん！すごろく」がベースになっています。子どもたちの日常の中で理不尽に思え</p>

ることというものをカードにして読み上げて、みんなで「なんでやねん！」と言って突っ込みを入れることで、個人で疑問に思っていることを出してみたときに、みんなもそういうふう感じているのだと思える、そういうすごろくの形になっていて、それを大人に伝えていく、また権利に結びつけていくという内容のものです。

ごく最近、西東京市で「なんでやねん！すごろく」をベースにしてすごろく作りやったのですね。名前を「なんでやねん」にするわけにはいかなないので、何にするかということで、西東京市では「マジか！すごろく」というふうになりました。

「なんでやねん」「マジか」と来て、杉並区でそれ以外の名前が出るかなとちょっと不安に思っていたのですが、杉並区の子どものすばらしいところは、理不尽に思えることだけではなくて、いいと思うことも入れてみようというお話になったことだと思います。それで先ほど言った「なにそれな?!」という名前になりました。いいところと理不尽と両方あるので、ひょっとしたら一緒かけ声をかけたときに、両方の言葉が交じり合うということがあったかもしれませんが、それがこの杉並区の真骨頂なのかなと思います。

ちなみに西東京市では、ある西東京市内のNPO団体が、すごろくがすばらしいということでお金を出してくれて、それを何十部か作っているところを利用できるようにしていますので、杉並区もそうなればいいのかなと思っています。誰かがお金を出してくれないでしょうかという訴えでもありますけれども、そんなことがあります。

でも、私は、都合でアイルランドに行かなければいけなかったのに、アイルランドからビデオメッセージを送りまして、その場には参加ができなかったのですが、とても楽しそうな雰囲気よかったです。どうもありがとうございました。

これがシーズン1なのですけれども、実はそんなに子どもの参加が多くなかったのですよね。この条例づくりの議論と並行して、子どもの意見が自由に出るような雰囲気だとか、あるいはそういう文化をつくっていかないと、条例案ができて子どもに意見を聴こうといったときに、子どもは誰も意見してくれないので、むしろこの条例づくりの議論とは相対的に、子どもが自由に意見を言えるような雰囲気をワークショップを通じてつくっていかないと、という話をして、実は子どものワークショップはこの審議会の少し前から始まっているのです。

今、シーズン2に入っていますけれども、シーズン2は定員30名のところ何と45名の応募者がいてどうしようかという話になったのですけれども、せっかく応募してくれたのだから全員参加してもらおうことになりました。

現在やっているのは、先ほど(2)でご説明がありました条例に盛り込む権利の案についての意見をもらうのと、それから児童青少年課が中心となって検討している杉並区の子どもの居場所について一緒に合わせる形で、今ワークショップを進めているということになります。

ということで、これが文化として根づいていくことがとても大事なので、次々と子どもたちの参加の機会を設けていければと思います。

ちょっと余談になりますけれども、さっきアイルランドに行ったというお話をしましたが、実は東京都の国際交流事業「つながる10代inアイルランド」のワークショップを任されていて東京都の子どもたち、中高生10名を連れてアイルランドに行ってきたのです。

行く先々で向こうの子どもたちとの交流ということなのですけれども、それぞれ行政に参加している子どもたちのグループ、それから子どもオンブズマンにアドバイスするグループ、あるいは児童館でその運営を考えているグループというふうに各所で子どもたちが参加をして、いろいろな意見を言っている様子に出会うことができました。連れていった子どもたちは、今回のイベントのために集められた10名ですけれども、現地の子どもたちと交流をして、子どもの声を届けるというのはとても大事だということを実感して多分帰ってきたのではと思います。

そういうふうに諸外国を見てみると、子どもの権利ということで、単にお題目だけではなくて、子どもたちが本当に生き生きといろいろなところに参加している姿があって、そういうものを杉並区でもできればいいなと思って帰ってきました。

この条例づくりの議論を進めていくうえで、これだけ子どもがコミットしてくれているというのは、武蔵野市でも少しやっていましたけれども、全国的にもそんなにないです。その意味では、職員の人が一生懸命頑張って下準備をしてくれていますけれども、これは誇っていいことかなと思います。これが本当に継続的に子どもたちの参加だとか、あるいは子どもたちの主体性を表していく場になっていくと、とてもいい区になっていくのかなと思っています。それに至るまではこちらから仕掛けをして、シーズン3であろうがシーズン4であろうが、どんどんやっついていかないとなかなかそうは行かないので、皆さんもぜひご参加いただいたりご協力いただければと思っている次第です。どうもありがとうございました。

それから、シーズン2の権利に関することについて第2回目でワークをやりましたけれども、1つはあそこにも貼ってありますけれども、ワークの前に大人と同じところはどこなのかということで、子どもというのは、大人と同じように権利を持っている権利主体だということと、それから子どもの権利自体が大人とは違う子ども固有の権利なので、大人と子どもの違いはどこにあるのかということのを少しアイスブレイキング的に最初にやって、その後この審議会でも検討した子どもの権利について子どもたちに意見をもらいました。

ただ、検討した権利の案を単に読み合わせしてもなかなか盛り上がらないというところもあって、ワークシートを用意してそれぞれの案に対して子どもたちに気に入っているところに「いいね」というのをシールで貼ってもらって、意見などは附箋に書いて出してもらいました。

ちょっと権利の考え方などの説明が足らなかったもので、少し難しいと感じた子どもたちも多かったようですけれども、そういうことも教訓にしながら、今後は条例の骨子が出てきますので、子どもたちから意見を聞く機会をこの審議会としても持てればいいかなと思っている次第です。

ということですが、何かご感想とご意見はございますか。よろしいですかね。

何度も子どもたちからの意見聴取が出てくると思いますので、またいろいろとお知恵を頂ければと思います。

それでは、次第では2(3)の「各主体(大人)の役割検討部会」ということですが、次の(4)の「答申案(骨格)と子どもの権利擁護を推進するための方策の整理について」という資料8と併せて、資料6、7、8を見ていただければと思います。

	<p>まず、資料8を開いていただけますでしょうか。A3の折りたたんだものになります。</p> <p>これを見ていただくと、そもそも答申案としてまとめていかないといけないので、まとめるためにどうすればいいのかということを事務局と打合せをさせていただいて、このような資料にしてみたのですが、これまでの審議の中で何を検討してきたのかということを確認できればと思います。</p> <p>「目次」となっていますが、1の「杉並区の子どもの現状」については、区のほうでいろいろ取りそろえてくれると思うのですが、2以降、「子どもの権利保障と条例」ということで、1つは条例の名称や形式、それから前文を置くかについて、という非常に重要な項目ですが、まだきちんと皆さんから意見を頂いていないように思います。</p> <p>この審議会が「子どもの権利擁護を推進するため」となっていますが、条例の名称としては「子どもの権利条例」ということでよいのではないかということの意見が強かったように思いますが、それでよろしいでしょうかというのが1つです。ご意見があればと思いますが、よろしいですかねと強引に進めてはいけませんので、よろしいですかね。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>では、そういう形で進めていければと思います。</p> <p>それから、条例の形式（表記）ですけれども、今回のワークショップで、子どもの権利の案について子どもたちから話を聞いたときに、あれでも難しいと思っている子どもたちがたくさんいたように思います。なので、表記を「ですます調」にすれば簡単になるのかという問題はもちろんあるのですが、子どもたちに読みやすい、なじみのある表記にしたほうがいいのかと思っております。この点についてご意見を頂ければと思います。</p> <p>多くの条例はどうか、子どもの権利に関する条例以外では、「ですます調」で書いてある条例はないのだと思います。区の中で条例の公式な表記の仕方というのはいろいろあったりして、例えば「及び」だとか、それに漢字を充てるか、充てないかなどがあると思いますが、それは一旦置いておいて、「子どもに分かりやすい」という視点で表記の工夫をすることが必要ではないかと思っております。</p> <p>それは一方で、伝統的に培ってきた概念を壊してしまう、曖昧にになってしまうような危険性がないわけではないです。だけれども、子どもの条例なので当事者の子どもたちに分かりやすい、子どもたちが読んで分かるということが必要ではないかと思っております。その意味では概念的にやや緩やかになってしまう可能性、そういうリスクは感じつつ、子どもに分かりやすい表記にしたほうがいいのかというのが私からの提案ですけれども、いかがでしょうか。</p>
田村委員	<p>ほかの地域の子どもの権利条例で、例えば今までどおりの条例の書き方をしているもので、子ども向けの解説みたいなものを別途作っている事例というのもあるのでしょうか。</p>
野村会長	<p>子ども向けに解説するとか、パンフレットを作っているのはありますけれども、ただ解説は解説なので、条例の本文を見て子どもが分かるかどうかということが結構重要な要素かなと思います。ただし、子どもといっても年齢の問題があるので、どの年齢まで分かるものとするのかというのは難問ではありますが、できる限り下の年齢の子どもまで分かるよう工夫をすることは、条例の本文として必要かなと思っております。</p>

	<p>す。</p> <p>各地の条例を見ても、今までどおりの表記をしている自治体もあれば、「ですます調」かつ正式文書としてルビを入れているところもあります。なので、それぞれ自治体によって工夫はあると思いますけれども、分かりやすいものというのはとても重要ななと思っているということです。</p>
曾山委員	<p>杉小P協の曾山です。私も全く同じことをご質問しようと思っていたのですが、条例としては通常書き方で、子どもに向けた何か易しい表現のものが別途にあるような地域も、もしかしたらあるのではないかと思います、その辺を伺えればと思っていました。</p>
野村会長	<p>それは当然あります。広報、普及啓発に当たって、条例の条文だけでは難し過ぎるので、子ども版の解説冊子等をつくるけれども、子どもに分かるものがそのような子ども版でいいのかという、そもそも条例の本文を子どもに分かるようにしたほうがいいのかというのが1つの提案だということです。</p>
増田委員	<p>増田です。たしか自治体によっては、呼びかけ文の部分だけ子どもに分かりやすい文章とかになっていたところもあるかと思うのですが、会長がおっしゃったように、子どもたちがこれは自分たちの条例なのだ、自分たちのものなのだと思ってもらうためには前文、難しいとは思いますが、子どもたちに分かりやすい文、できれば「やさしい日本語」で書ければいいなと思っております。</p>
野村会長	<p>ほか、いかがでしょうか。</p>
向井委員	<p>向井です。「ですます調」がいいのかなと、伺っていて思いました。とすると、同時に内容のほうですね。例えば分かりやすくというのは、どの程度まで分かりやすくかみ砕くのかということがあるなと思いました。</p> <p>こんなことをやっている暇はないとは思いますが、「ですます調」だから言えることと、「である調」だから言えることの違いということがあると思うので、できれば比較できるというのかなと思います。難しいのかなと思いますが、そう思いました。</p>
野村会長	<p>学校の先生としてはどうでしょうか。</p>
横田委員	<p>横田です。基本的に会長のおっしゃられた方向性はすごく大切だなと、私自身は感じました。子どもに向けた条例なので、例えば1番で子どもの現状を捉えているいろいろな話が出てくる。それを受けて、前文にも子どもたちの言っていたこれまでのワークショップとかも含めた意見、いろいろなところで出ていますけれども、それを入れていくことが非常に大事なのかなと思っております。</p> <p>とにかく皆さんがおっしゃられているように、どこまで内容を子どもたちに分かりやすくするのかという難しさはあると思うのですが、そこにチャレンジしていくことは非常に大事ななと思います。</p> <p>また、先ほどの「なにそれな?!すごろく」などをこれからも続けていくには、この条文もその中に反映していきながら、未来の投資になるのかも分からないですが、今の子どもたちが大人になったときに自然とそれが次の世代に伝わっていく、大人たちも理解していくというような流れになっていくのが、未来の杉並区にとって非常にいいのかなということを感じました。</p> <p>以上です。</p>

佐野委員	<p>私も「ですます調」の、子どもたちに分かりやすい表現というのは大賛成です。「こども基本法」が施行されて、そしてできていく条例ですから、その意図いいますか、それを酌んで、子どもたちのための子どもたちに分かりやすい条例の表現がいいのかなと思っております。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>ちなみに、最初につくった川崎市では「ですます調」ではないのですけれども、法令審査と結構ぶつかり合うのですよね。一番記憶に残っているのは「ありのままの自分での権利」の「ありのまま」とは何かということが結構問題になりました。</p> <p>法律上の用語というのは、外延と内包というのですかね。中身として何かということ、他とどう区別できるのかということがとても重要な要素になるのですけれども、例えばそれをもって誰かを罰するという話になれば、その用語の厳格性というのは当然必要になるのですけれども、子どもたちが自分の権利としてどういう権利を持っているのかということは、多少外延だとか内包にぶれがあったとしても、そのことを意識できるようにすることのほうがとても重要なのかなと。</p> <p>しかも、子どもが持っている権利や大人の義務というものが罰則に直結するということは、この条例では多分ないのだと思うのです。その意味では、多少用語上の厳格性が犠牲になったとしても、子どもたちが総じて自分にどういう権利があるのかということ、自信を持って確認できるということがとても大事なのかなと、私自身は思っているということです。</p> <p>なので、法令審査にかかったときに、ちょっと楽しみではありますけれども、法令審査の部署の方が必ず何か言ってこられると思います。そこはこの審議会の意見を受けて、担当事務局に調整していただけるものだと理解をしている次第です。</p> <p>では、そういう方向でということ。ただ、どこまでできるのかということはいろいろ工夫があるので、そこは少しお任せいただいて、また皆さんにお返ししたいと思います。</p> <p>それから次が、先ほどちょっと出た前文ですけれども、これまでに前文、前文と私は言っていますけれども、前文をつくるという議論をまだ一度もしていなかったのですが、1つは前文をつくるということによろしいでしょうかということです。よろしいですかね。</p> <p>そうすると、前文をどうつくるのかということが次に問題になるのですけれども、これは1つの提案として受け止めていただければと思いますが、次回の審議会までに前文に盛り込みたい用語、フレーズ、フレーズというのはあまり長くないもので、せいぜい一文、もしくは読点で句ぐらいの、例えば富士市の前文の最初に出てくる「富士山より高い」のようなフレーズだとか用語で、前文に盛り込みたい大人の思いを次回の審議会までに書いてきていただけますでしょうか。</p> <p>私のプランで恐縮ですけれども、それを子どものワークショップに示して、子どもたちに、大人はこういうことを思っているのだけれども、これも参考にして前文を作ってみよう、というワークショップをしたらどうかと思っています。これは私が思っている1つの提案ですけれども、とにかく大人の思いをフレーズに出してもらって、子どもと一緒に前文をつくっていくというワークショップにかけられればと思いますが、どうでしょうか。</p>
谷村委員	<p>谷村です。方向性は賛成で、とはいえいつぐらいなのか。時期と</p>

	しては。
野村会長	8月ですかね。
谷村委員	8月で急ぐとは思うのですけれども、そうは言っても、来ているのは40～50人ではないですか。
野村会長	多分この答申が6月末から7月になると思うのですけれども、その後のワークショップでつくると。だから、答申自体には前文の完成したものは用意できないので、こういうような思いなどがこの審議会として出ましたということが多分答申としては出ると思うのですけれども、それに基づいて、子どもたちと一緒に夏休みのワークショップとしてつくったらどうかという、そんなプランです。
谷村委員	参加する子どもたちも多分感じると思うのですけれども、自分たちだけでつくっていいのかなという気持ちになるのではないかと考えています。どうやって、そういうワークショップに参加する人、僕たちって意識高いよねと多分思っている。武蔵野市で関わっているときにそういう意見をすごく聞いたので、参加しない子どもたちの意見をどうやって拾えるのかみたいな部分は考慮しつつ、できたらいいのかなとは思っています。
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>こういうワークショップに参加してくれる子どもたちというのはそれなりに意識を持っているような子どもたちが多いように思います。ただ、俗に言ういい子ばかりかということ、そうでもないのだけれども、意見を言う場に参加してみようと思う子どもたちであることは間違いないでしょう。</p> <p>逆にそういうところに参加しないとか、参加できないとか、表現するのが苦手だとかいう子どもたちもたくさんいて、その子どもたちを含めたワークショップ自体が子どもを代表するものになっているのかというのは、この種のことには常に出てくる問題なのかなと思っています。</p> <p>川崎市の時もそうでした。子ども委員というのがいて、子ども委員がいろいろ議論に加わるのだけれども、自分たちが子ども全体の代表ではない、代表とは自分たちは言えないというので、彼らは意見を拾えていないところに行って、意見を聞きに行こうみたいなことを子どもたち自身が提案をしてやったという記憶があります。なので、そういう動きになればいいなということと、それから例えば前文ができた後に、パブリックコメントにかかっていくことになるので、広く大人からの意見というのもありますけれども、いろいろな子どもたちの意見を聞くという機会になるのかなと思っています。</p> <p>それでもどこまでということもあるのかなと思いますが、子どもたちはそれぐらい真剣に考えてくれるかな。逆に大人のほうが「これ、私たち代表か？」と思ってしまったりもしますよね。でも、大人は実はあまりそれを思ってなくて、子どもたちはすごいなと思ったりもするので、今、谷村委員は多分子どもたちの思いを代表して言ってくれていると思うのでそのことは留意しつつ、ワークショップだけということではなくて、多様に子どもたちの意見を聞ければいいかなと思ったりしています。</p> <p>ご指摘ありがとうございます。</p>
子ども家庭部 管理課長	管理課長の浅川でございます。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

	<p>今、会長からご提案いただきました今後のワークショップに向けての宿題に併せまして、区側の都合と言っては何なのですが、区議会も含めた今後の流れ、その辺りのことを若干ご説明させていただければと思います。</p> <p>先ほど会長からお話がありましたとおり、本年度6月から7月の早い時期までに答申を頂くということで、審議会の初回に今後のスケジュールをご説明させていただいたかと思います。</p> <p>その後、頂いた答申に基づきまして区としては条例案の作成に入っていくのですが、先ほど会長からのご提案ですと、その案の作成のときに、前文の作成に当たっては、子どもたちの意見を併せて聞いていったらいいのではないかとということになるかと思います。</p> <p>その後、来年の条例審議に向かうところにはなるのですが、その前に区議会にはこのような答申に基づいて案をつくっていきますよということで一定程度報告をした後にいわゆるパブリックコメントにおいて、区民の皆様方にも条例案をお示しして、様々ご意見を頂くということになります。</p> <p>区としても条例案を公表していくこととなりますので、先ほど会長からお話がありましたとおり、担当の部局と事務局がかなり煮詰めた議論を行いながら案を策定していくこととなります。その辺りの時間といますか、今後限られた時間で作業を進めていかなければいけませんので、先ほどの案としては一旦こちらのほうで預からせていただいて、その後の今後の時間、公表の時期等につきましては逐一ご報告させていただきながら進めていければと考えておりますので、一応ご報告させていただければと思います。</p>
野村会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議会は6月と9月にあるので、9月の議会に多分骨子を出していくことになる。その後パブリックコメントにかかることになるので、その9月議会に合わせる形で条例案の大方を仕上げていくと。そのときに、そこに間に合わせる形で前文のワークショップを仕組んでいこうということでもあるかなと思います。</p> <p>よろしいですかね。ありがとうございました。</p> <p>次に「子ども」の表記。これは議論をしたと思うのですがけれども、子どもの表記については漢字「子ども」でよろしかったですかね。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それから、「子どもの権利」の規定についても、子どもの意見を聴取した後ですけれども、子どもの権利自体を条例に記載するかどうかということは、もともと議論のあったところです。</p> <p>最初に条例を制定したので川崎市の話をしませんが、「子どもの権利条約」に権利の規定があるのに、条例で改めてそれを規定することの意味はあるのかということで、当初川崎市では権利の規定をカタログに載せるということはないということで多分始まったと思います。だけれども、子どもたちと話をする中で、条約の条文だと体系的にも分かりにくいところがあって、自分たちのよりどころにするものが条例の中に必要だという意見が子どもたちの中にかなり出ていたように思います。そういった中で、当初は条例に権利の規定を設けないというふうに始まっていたのだけれども、「子どもの権利」の規定を設けると方針を転換して、川崎スタイルの権利のカタログができるようになったということです。</p>

今般「こども基本法」が出来上がりましたが、それでも、「こども基本法」も子どもの権利について実は書いてないのですよね。要は、一般原則について書いてありますけれども、「子どもの権利とは何か」ということについて、「こども基本法」は必ずしも書いていない。しかも、ユニセフは4つの権利についてホームページ上の記載を取り下げた。そうすると、子どもたちは自分たちがどういう権利を持っているのかということが、今、宙に浮いたままの世の中である。その意味では、区において、子どもたちにこういう権利があるのだよということをきちんと示すということが、条例としてのとても重要な役割がある。

ただし、あまり偏った形にしてしまうと、本来「子どもの権利条約」で定めている権利というものが、何か抜け落ちて何か規定されているということがあってはいけませんので、子どもの権利を総じて表せるような権利の表記の仕方がとても重要だということにはなろうかと思えます。それはここで審議していただいて、子どもたちからも意見を聞いたということになるかと思えます。

それから、次に「おとなの役割」と「子どもの権利保障」ということで、これは「各主体（大人）役割検討部会」でご議論いただきました。部会というぐらいだから数名でやるのかなと思ったら、ほぼ全員の方に来ていただいて、全体会みたいな部会になっていて、皆さん熱心にご参加いただいて本当に感謝している次第です。資料6がこの検討部会で皆様から頂いた意見ということになります。

それに基づいてある程度条例の条文を念頭に置きながら、皆様の意見を横目にしながら私が書いてまとめていったものが資料7になります。

資料7の構成ですけれども、「■」のところに「家庭、育ち学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障」ということで、要は子どもがいる現場での権利保障というものを一くくりにしてみました。

そして3ページになりますけれども、区のところについては「子どもにやさしいまちづくりの推進」ということで、区は現場というよりはむしろ条件整備に当たる部分があるので、区はこちらのほうに移してあります。皆様にご検討いただいたときは区も一緒に検討いただいたと思えますけれども、現場とそれから区というのは少し分けて書きました。

それから「●」のところですが、例えば「家庭における子どもの権利保障」の冒頭のレ点の部分、「保護者は、子どもにとって最も大切な大人です。子どもが健やかに成長することについて第一義的責任があります」と書いてあるものは、先ほどのA3の資料8でいうと「おとなの役割」に当たります。それを「子どもの権利保障」に今全部入れ込んでしまっています。「おとなの役割」としてくり出すという方法も技術的なこととしてあると思えますけれども、この間ご検討いただいたことからすると、一応「おとなの役割」というのはちょっと外して、「子どもの権利保障」という中に全部入れ込んでいるということになります。そのことを踏まえた上で、前回皆さんにご議論いただいたものをまとめさせていただきしました。これはちゃんと検討しないといけないので、一つ一つ見ていきたいと思えます。

「家庭における子どもの権利保障」ということで、「保護者は、子どもにとって最も大切な大人です。子どもが健やかに成長することについて第一義的な責任があります」と。そもそもこの「第一義的な責任」ということ自体が難し過ぎるだろうと思えますが、これは割と定型的な用語なので、今ここでこういうふうに使っています。

そして、その後、保護者がどういうことをしなければいけないのか、子どもの権利保障にとって何をしなければいけないのかと書いてあって、「保護者は、子どもにとって最もよいことを第一に考えて、愛情をもって子どもを育てなければなりません」としていますが、皆様から出していたいただいた意見を横に見ながら、聞いていただければと思います。それが1つです。

次に「保護者は、子どもの人格を尊重して、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことを考えていかなければなりません」ということで、「最もよいこと」が2つあります。2つ目のほうは、子どもの意見をちゃんと聞いてよいことを考えましょうということがそこに含まれています。それからプライバシーの話が出たのですけれども、一応「人格を尊重して」の中に含めてしまっています。

次ですけれども、「保護者は、子どもの品位を傷つけたり、体罰を用いたり、暴力を振るったりすることなく、子どもを育てなければなりません」。これは体罰、暴力の禁止について触れていましたので、このように表記をしました。

それから、「保護者は、子どもが安心し、安全に暮らすことができるよう家庭の環境を整えなければなりません」。

次に、「保護者は、子どもの権利について理解を深めるとともに、その機会を提供されなければなりません」。「その機会を提供」するのは保護者ではないので、「される」という受動態になっていますけれども、そういう機会が提供されるということです。

それから、「保護者は、子どもを育てるに当たって悩んだり、困ったりしたとき、いつでも協力や支援を求めることができます」。「どこに」というのを入れるか入れないかというのを、ここで迷っています。「区に」というふうに、あまり限定する必要はここではないかなど。とにかく助けを求めることができるとした上で、それを受け止める側がきちんとその体制を整えることがとても大事だと思うので、「どこに」ということになってしまうと助けを求めることがしにくくなるので、ここでは「どこに」は省いてしまっています。これが「家庭における子どもの権利保障」です。

次が「育ち学ぶ施設における子どもの権利保障」。「育ち学ぶ施設」というのは学校、幼稚園、保育園、認定こども園も含めますが、それから施設もここに含まれることになります。

「育ち学ぶ施設は、子どもの成長や発達することにとってとても大切なところです。育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、保護者と協力しながら、子どもの成長や発達を支える責任があります」。これは責務の規定ということになります。

「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの個性を重んじるとともに、子どもにとっても最もよいことを第一に考えて、子どもが年齢や発達に応じてのびのびと成長できるよう、子どもを支えなければなりません」。

それから、3番目に「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの人格を尊重して、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことを考えていかなければなりません」ということで、これは家庭と一緒に、「子どもにとって最もよいこと」というのは、子どもの意見をベースにする必要があるということをここで表明しています。

「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの意見を反映するための措置を講じなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの意見がどのように、そしてどのくらい尊重されたかを説明しなければなりません」ということで、子どもの意見の尊重及び参加について規定しています。

それから、「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの品位を傷つけたり、体罰を用いたり、暴力を振るったりすることなく、等しく、子どもの成長や発達を支えなければなりません」。差別の禁止というご指摘がありましたが、ここに「等しく」ということで入れてあります。

「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、育ち学ぶ施設がどの子どもにとっても安心できる安全な居場所であるよう整えなければなりません」。

それから、「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの権利について理解を深めるとともに、その機会を提供されなければなりません。また、子どもに、正しく子どもの権利について知らせなければなりません」。「また」以降は、家庭にはないものを入れてあります。

「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもの悩みや困難を早期に発見するよう努めるとともに、子どもにとって相談しやすい体制を整えなければなりません。子どもの悩みや困難に対しては、子どもの状況に応じて、適切に、その保護者や外部の機関と協力または連携して適切に対応しなければなりません」。

「育ち学ぶ施設の管理者及び職員は、子どもを支えるに当たって悩んだり、困ったりしたとき、いつでも協力や支援を求めることができます」。

それから「地域における子どもの権利の保障」は、部会では事業者を別にして皆さんに考えていただいたのですけれども、分けると事業者がちよっとしかないので、「地域における子どもの権利の保障」の中に一応含めてみました。

最初に地域について書いてあって、「地域は、子どもが健やかに育つ場であり、大切な居場所です。区民及び事業者は、地域が子どもにやさしい地域となるよう、また、子どもが安心して、安全に、またのびのびと過ごせるよう努めなければなりません」という責務について書いてあります。

「区民及び事業者は、子どもが地域の一員であることを認識し、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して取り入れるよう努めなければなりません」。

「区民は、まちづくりや地域の活動に子どもが参加できるような環境を整えるとともに、子どもの地域活動を奨励するよう努めなければなりません」。

「区民及び事業者は、地域において、子どもや親が孤立しないよう適切に見守るとともに、その防止に努めるようにしなければなりません」。

「区民及び事業者は、子どもの権利及び子育てについて理解を深めるとともに、その機会を提供されなければなりません」。

「事業者は、職場内において、子どもの権利及び子育てについての理解の普及啓発に努め、保護者の仕事と子育てが両立できる環境を整えるよう努めなければなりません」という、ここは事業者だけを主語にしています。

ということで、まずは「家庭における」「育ち学ぶ施設における」、それから「地域における」ということで、子どもの権利の保障を皆さんの

	意見を基にまとめてみましたということです。ここまででご意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。
向井委員	向井です。おまとめいただきありがとうございました。 前回の検討部会に参加した後で考えていたことでもあるのですけれども、「区民」という役割がどこにもなかったなど。地域がもしかしたら区民を想定しているのかなと思ったのですけれども、地域というのはとてもぼんやりしていて、どこまでが地域なのだろうということと、あと地域がどこなのかということと、地域の意識がない区民がたくさんいると思うのですね。平日会社に行って、土日はどこかに遊びに行き、杉並区にほとんどいないような暮らしをしている方もたくさんいて、でもその方たちは区民なので、「区民」という用語をもっと使うというか、前面に出していかなければいけないのかなと思いました。なので、「地域」のところは「区民が果たすべき子どもの権利の保障」とか、例えばそういうことになるのかなと思ったのですけれども、そのようなことを思いました。
野村会長	地域が何かするということは、多分ないと思うのですよね。なので、この2ページの「地域における子どもの権利の保障」は、「地域はまず子どもが健やかに育つ場であって、大切な場所です」とした上で、あとは区民と事業者が全部主語になっています。区民及び事業者はこうしなければなりません、「区民及び事業者は」、あるいは「区民は」及び「事業者は」というふうに、区民と事業者を全部主語にしています。多分同じ問題意識かなと思います。
向井委員	「及び事業者」がつくと区民の存在感が薄まるというか、区民個人の意識が少しそこに向かないような印象があります。でも、多分やることは同じだと思うのですが、区民、あなたたち一人一人がやらなければいけないこと、考えなければいけないことだということをどうにか示せたらいいと思うのですが、それは前文でしょうか。
野村会長	ご意見は分かりました。要するに、区民と事業者をくっつけてしまったところに多分あるのだと思うのですけれども、くっつけないということもあるかなと。ただ区民と、それから区民としての事業者という変ですけれども、事業者の役割も割と近いところがあるので「区民及び事業者」にしたのですけれども。 これとは別に、さっきの「おとなの役割」というところを全部子どもの権利保障に含めてしまったのでここに、「おとなの役割」のところでもクローズアップするというところもあるかなと、今お聞きして思いました。ありがとうございます。工夫をしたいと思います。 ほかにいかがでしょうか。
谷村委員	谷村です。私は逆に、杉並区の条例ではあるものの、杉並区の子どもたちにもいろいろな区に在住されている方、市に在住されている方、杉並区外の方もたくさん関わっている。まさに仕事でこちらに来て関わっている方もいらっしゃるの、区民が中心にはなるのだと思うのですけれども、区民だけがやればいいのかみたくにならないようにもなければいいなど。区民がしっかり認識を持つのも当然大事ですし、区民ではない、関わっている人たちにもしっかり認識を持ってもらう必要があるなど思いました。
野村会長	ありがとうございます。例えば「子ども」と言ったときに、区民としての子ども、それから在勤・在学の子どものというのがいるので、その広がり、大人としての表現ですけれども、「区民等」とかということにな

	る。定義で少し工夫をするかなというふうには、お聞きして思いました。
向井委員	向井です。実は谷村委員と同じことも考えておまして、「区民と杉並区に関わる人」という表現だと、杉並区に一步でも足を踏み入れた方にこの条例が適応、対応できるのかなと思ったのですがということです。でも、そんなことはあるのでしょうか。
野村会長	それはあります。在勤・在学だとか、利害関係者というのは、もちろん条例自体は属地主義ではあるのですがけれども、そこに利害関係を持っている人について規定するのは別にこの条例に限らず、例えば情報公開条例とか個人情報保護条例とか、今、個人情報保護条例はほぼ法律に準拠していますけれども、もともと例えば情報公開で、区であれば「区民は」というふうに狭くする自治体もあれば、在勤・在学まで広げて、区以外に広げることは例として既にあるとあって、説明がつく範囲で人を対象に含めることはあり得るかなと。 ただ、どこまでそれは効力があるかというのはまたいろいろ問題があると思うのですが、そういう規定の仕方はこの条例に限ったことではないかなと思います。頂いた意見は少し工夫をしたいと思います。
高木委員	高木です。あまり区民ということにこだわり過ぎなくてもいいのではないかと、家庭とか保護者ということ、大人というくくりでもいいのですが、あと施設の管理者にしても子どもに対してこういうことをしなければいけないよねということで、区民と限定してしまうとかえって狭めてしまう気が私はしています。
野村会長	ありがとうございます。基本的に条例は属地主義のところがあるので、これまでの条例制定の技法として見れば、要するにそこにいる区民というところからどれだけ広げられるのかという工夫を多分していると思うのです。逆に、やたら広いところから狭めるという手法は今まで多分なかったと思うので、発想に違いがあるのですが、大人一般、何人もというふうにはちょっとしにくいかなと、ということを感じては持っています。ですが、実質的に同じになるように工夫は必要かなと。 逆に区民とすることによって、区民の意識が高まるというのもきっとありますよね。ご意見ありがとうございます。
佐野委員	今の子どもたちは、学校からとても広いところで、いろいろな大人と関わるようになってきているなと思っています。 例えば部活動でも地域の方が教えるとか、小学校は地域のスポーツ少年団みたいなのところの人たちが子どもたちに関わりながら教えてくださっているのですが、そういった様子を見ている中で、まだまだそのところでは子どもの権利が守られてないとか、とても勝利至上主義に走ってしまったり、叱られているような姿を見ているところもあるので、「杉並区で子どもに関わる大人は」みたいな表現だとそういった方たちも含まれるし、あと学習塾とか、いろいろなスポーツ施設で教えてくださる方はこの「育ち学ぶ施設」に入るのかなと思うのですが、お金を払ってというようなところで、そういった方たちも子どもの権利はしっかりと守りながら営業してほしいという願いがあるので、何かそういった方たちにも届くような表現がいいかなと思っています。 以上です。
野村会長	「杉並区で子どもに関わる大人」、とてもいいですよ。ありがとうございます。

	<p>ざいます。</p>
板垣委員	<p>細かいことになってしまうのですが、地域、区民などで、部会での私たちの班の意見で、支援を必要とする子どもを発見した場合、区へ連絡するという、すごく具体的な内容だったのですが、それは下から3つ目の「子どもや親が孤立しないよう適切に見守るとともに、その防止に努めるようにしなければならない」という、ここにまとめられているのかなと思いました。そうすると、「その防止に努めるようにしなければならない」というのはあまりにぼんやりしているかなと思ってしまいました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかの並びとの関係でどれだけ具体的にするかというのは結構悩んだので、例えばいじめ防止対策推進法では「通報」みたいな話になっていたり、あるいは虐待防止法では「通告」、児童福祉法でも「通告」になっていて、個別の仕組みの中で具体的なものは書いてあるので、この程度にとどめたという経緯はあります。でも、重要なご意見ですので、改めて考えてみたいと思います。</p> <p>ほかにかがでしょうか。</p>
田村委員	<p>先ほどまでの区民、人に関する議論のところと同じことが事業者にも言えると思いますので、併せてそちらも今杉並区で子どもに関わるみたいな形がいいのかなと思いました。</p>
野村会長	<p>区民とか、要するに定義のところでは操作することはできるので。ありがとうございます。</p>
谷村委員	<p>谷村です。その流れで議論が戻るのですけれども、子どもも一緒だなどと思っていて、在住・在勤・在学が原則で、原則なので例外があるという理解ですけれども、その中で例えば私が高円寺でボランティアの活動をしていると、近いので中野区とか練馬区の子がたくさん来て、高円寺をきれいにするために活動したりするのですけれども、多分高円寺のほうが近いので練馬区とか中野区の塾に行ったりとかするわけですね。</p> <p>その辺りで、区民ではない子どもで、在勤でもないし在学でもないけれども、杉並区内で活動している子どもたちもいます。逆に言うと、杉並区の子もたちが外に出て行って関わる区外の大人とか、その辺りもうまくカバーできるといいなと思いました。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。いずれにせよ工夫したいと思います。</p>
増田委員	<p>「育ち学ぶ施設の管理者及び職員」のところなのですが、差別なくというところは「等しく、子どもの成長や発達を支えなければなりません」という形で表していただいて、例えば特別なサポート、支援を必要とする子どもに関しては、もう少しその後の「子どもの悩みや困難を早期に発見するよう努めるとともに、子どもの悩みや困難に対しては、子どもの状況に応じて、適切に、その保護者や外部の」と、こここのところで、特別なサポートを必要としている子どもには特別な配慮、施策、対策を練ってくださるという理解でいいのでしょうか。</p>
野村会長	<p>一応子どもの権利のところ、そういう権利になっていたのではなかったですかね。区のほうも見ておく必要はあるかなとは思っています。以上でよろしいですかね。</p> <p>では、先に進んでおきます。3ページ以降が区の役割とか責務ということですが、まず最初の「● 区の責務」ということで、「区は、</p>

子ども施策を通じて、子どもの権利を保障するとともに、子ども施策を通じて、子どもにやさしいまちづくりを推進しなければならない」「なりません」ですね。

「区は、子ども施策を行うに当たっては、子どもの気持ち、考え、意見に耳を傾け、これを尊重して子どもに最もよいことが実現できるよう考えていかなければなりません」。

「区は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において子どもの権利が保障されるよう環境及び条件整備を行わなければなりません」。

「区は、子ども施策を推進するに当たって、子どもの権利を保障するための子ども計画を定めるとともに、これを検証する仕組みを整えなければなりません」。

「区は、子どもの権利を保障するに際して、支援が必要な子ども及び保護者に対して、その必要性に応じた支援を等しくおこなわなければなりません」と、区のほうにむしろ重点的に書いてあります。

「区は、子どもにとって居場所が重要であることに鑑み、その年齢、成長及び発達、置かれた状況に応じて必要とされる居場所の整備に努めなければなりません」。

「区は、育ち学ぶ施設が行う子どもの権利の普及及び啓発を奨励しこれを支援するとともに、区において子どもの権利の普及及び啓発を行わなければなりません」というのが「区の責務」として挙げてあります。

結構難しい表現ですよ。ね。「ですます調」にしてもね、と思います。その後は、実は部会で検討していない部分ですが、条例の仕組みとして置いたほうがいだろうということで、初出の提案になります。1つは「区における子ども参加」。

「区は、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの意見が反映されるよう奨励し、それぞれにおける子どもの意見の反映のための体制の整備等の取組への支援を行う」と。ここは「行わなければなりません」ですかね。

「区は、子どもが意見を表明する多様な機会を設けるとともに、子ども施策の策定、実施、検証を含む区政への子ども参加の仕組みとして、子ども会議（仮称）を設置する」という、子ども会議の設置を入れています。ここは全く相談していないところなので、ご意見を下さい。

それから「区議会は、議会において子どもの意見が反映されるようその仕組みを整えるものとする」と、議会についても条例で規定してはどうかという提案です。実際に議会の中で子ども議会を開いたりという例はたくさんあるので、むしろ条例で位置づけて、やりやすいようにしたほうがいかなというのがその趣旨ということになります。やってないからやれというよりは、やっている例も結構あるので、それをやりやすくするという意味合いがあります。

それから「子どもの施策の策定、実施、検証」というのがその次で、ここも具体的にはまだ皆さんに提案していないところで、今日が初出ということになります。

「区は、子ども施策を推進するためにこども計画を策定する。区は、こども計画を策定するに当たって、区民の意見を聞くとともに、子どもの意見が反映されるための措置を講じなければなりません」ということで、これはこども基本法の11条をベースにしていることになります。

それから「区は、子ども施策を総合的に推進するための組織を整えなければなりません」。本当は組織として何々を置くというふうにするの

が一番拘束力はあることになりませんが、今ある組織をここに名指ししてしまうと、組織改編のときに条例改正をしなければいけないので大変過ぎるかなと。「何々連絡会議を開きます」としたところで、名指しをするにはリスクが大きいので、それは一応避けて「組織を整えなければなりません」としてあります。括弧でそういうことを書いてありますが、むしろ「整えなければなりません」でいいかなと思っているということです。

それから「区は、子ども施策が子どもの権利保障に資するものとして総合的に実施されているかどうかを検証するための仕組みを整えなければなりません」ということで、ここは実は選択的で、例えばお隣の中野区、お隣ではないけれども豊島区、それから川崎市など、子どもの権利委員会というのを置いているところがあります。それを置くか置かないかというのは、1つの議論かなと思っています。

子ども施策が全体としてきちんと子どもの権利保障に資するものになっているのかということを検証することはとても大事なことで、その仕組みはいずれにせよ必要かなと思っています。その仕組みとして、子どもの権利委員会という第三者機関を独立に置くか、あるいは子ども・子育て会議といった既存のところに担ってもらおうかという選択肢はあるかなと思います。

ちなみに川崎市や中野区の場合は、子どもの権利委員会がありますが、子ども施策全般にわたって毎年それを検証するというのは無理なのですよね。例えば川崎市では子どもの権利委員会の活動として、テーマを設けて3年に一遍、市長から何を検証してくださいというお題が諮問されます。それを3年間かけて検証しています。例えば子どもの権利の普及啓発だとか、子どもの権利の救済だとか、などなど幾つかのテーマを設けている。そうすると、子ども施策全般を進行管理していく役割というのはちょっと薄らぐのですよね。言い方を変えると、例えば10年ぐらいかけて一巡すれば全体を見ることができると考えることもできるのだけれども、毎年毎年きちんと進捗しているかどうかという検証も必要なのかなと思ったりもするので、むしろ子どもの権利委員会という独立なものでなくてもいいかもしれないと、正直なところ思っています。

私は中野区の子どもオンブズマンをやっていますが、逆に子どもオンブズマンと子どもの権利委員会の役割が重複するところがあったりもするので、ひょっとしたら子どもの権利委員会という独立の機関というよりは、むしろ全体をきちんと進行管理していく役割をどこかしらで担ってもらえればいいかなというのはちょっと思っていますが、一方で子どもの権利委員会のように、集中的にテーマを設けて検証していくという仕組みもあっていいかなと思っています。でも、それをやると、毎年毎年きちんと進捗しているかどうかということを検証することがなかなかできなくて、どうするかなど。むしろ毎年毎年ちゃんと進捗しているかどうかということを検証する仕組みのほうが、ここは大事かもしれない。何言っているかちょっと分からなくなってきましたが、とても迷っているということです。私としていろいろなところに関わっているので、感想としてですけれども、むしろ毎年毎年進行管理ができるような仕組みを整えるほうが、子ども施策の総合的な推進にとってはいいかもしれないと思っているということです。

それをどこが担うのかというのはやや選択的で、豊島区は子どもの権

	<p>利委員会と両方やっていて、青少年問題協議会で毎年毎年進行管理をしています。あるいは、子ども・子育て会議みたいところで全体を進行管理している自治体もあって、子どもの権利委員会は持っていないところもあります。ということなので、ここは選択的かなと思っているので、むしろ行政の政策的、政治的な部分もちょっとあるので、行政の意見も後で聞ければとは思っていますが、委員の皆さんがどう思っているのかをまずお聞きできればと思います。</p> <p>それから、最後に4ページのところに「子どもの権利の普及・啓発」。これは初出ではありますけれども、重要なこととして「区は、区において、子どもの権利の普及、啓発のための取組を行わなければならない」。</p> <p>「区は、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利が普及し、啓発されることを奨励し、これを支援する」。</p> <p>「区は、子どもの権利の普及、啓発を行うに当たっては、子どもの意見を聞くとともに、子どもの権利の普及、啓発のための子どもの活動を奨励し、これを支援する」としておきましたということで、区全体についてこのように書き表してみたということです。</p> <p>ご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。まず区の責務、家庭や育ち学ぶ施設、それから地域と並ぶ区の責務のところでご意見を頂ければと思います。</p>
曾山委員	<p>杉小P協の曾山です。この間の部会の際に、自宅に戻ってみていろいろ考えて、これを入れるのを忘れたとずっと思っていたのですけれども、何かどこかに一言「横断的に」という言葉が入るといいなと思いました。</p> <p>というのは、よくこの部署とこの部署とこの部署というので、結構区の中で役割分担がすごく進んでいるというお話を聞くのですけれども、子どもにとって、例えば1つ目のところにするのか2つ目のところにするのかいろいろ悩んでいたのですけれども、「子どもにやさしいまちづくりを横断的に推進しなければならない」とか、「子どもに最もよいことが実現できるよう横断的に考えていかなければなりません」とか、本当に全力でというか、全ての力をもって子どものことを考えていますということを表現できたらいいなと思いました。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。これはむしろ「子ども施策の策定、実施、検証」のところに書いてあって、「総合的」というのがその言葉に当たる言葉になります。</p> <p>これは言葉のニュアンスの問題なので「横断的」でもいいかなと思うのですけれども、縦割りが問題だといったことに対して、例えば子ども基本法などでは「横断的」ではなくて「総合的」という言葉を使っているのので、「区は、子ども施策を総合的に推進するための組織を整えなければならない」。これはまさに横断的、要するに組織が縦割りになっていて、加えて法律縦割りがあると思うのです。それを総合的にやるという意味合いがここに含まれているので。でも、「横断的」という言葉も大事かなと思うので、ちょっと念頭に置いておきます。ありがとうございます。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p>
佐野委員	<p>多分「子どもにとっての居場所が重要であることに鑑み」の「居場所の整備に努めなければならない」の中に入るとは思うのですけれども、子どもの条例を広めていくためには、ランドマーク的な拠点となるような場所がきちんとあったほうがいいのかと思っています。</p>

	<p>例えば武蔵野市だと駅の中にそういったセンターみたいなものがある、そこでいつでも相談することができる場所があるのですね。子どもに聞いてみたら、「全然混んではいなかったけれども、そういう場所があるということを相談する前に知っておけばいいよね」なんて言っていたので、そうだなとも思ったし、ランドマーク的な場所なのか。でも、さっきのアイデアで、それはSNS上にあればいいみたいな、子どもたちは今そういう時代なのかもしれないので、ネットの中に存在するのも今風でいいのかと思うのですけれども、実際に子どもが相談する場所や拠点はどこなのだろうと思うので、そんなニュアンスがどこかに入れられたらいいなと感じました。</p> <p>以上です。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。これは今回出してないのですけれども、A3の資料8の「相談・救済の仕組み」がそれに当たります。これは全く独立して、これだけが大きな柱になるので、いわゆる子どもオンブズマンだとかということになるかなと。武蔵野市も多分子どもオンブズマンを置いていて、多分それがそういう機能になっているのかなと思います。なので、むしろそこをきちんと位置づけていく。</p> <p>ただ、例えば「育ち学ぶ施設」だとか地域で相談を受けるということも大事なので、そのことについてはこの中に一応触れてはおきましたけれども、今おっしゃっているランドマーク的な意味合いで「相談・救済の仕組み」というのを、これは以前議論させていただいて今回省いているのですけれども、7番に置いたらどうかということになっています。</p>
増田委員	<p>増田です。「区の責務」のところで、既に杉並区でもたくさんのNGOですとかNPOとか、子どもを支援する団体がたくさん活動していると思うのですけれども、区もそういったところに支援なり連携するなりして、子どもの支援を多面的に行っていくというようなニュアンスをどこかに入れられたらいいなと考えています。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。重要ですよ。ほかにいかがでしょうか。</p>
新藤副会長	<p>1ページ目の最初に戻ってしまうのですけれども、1つ目「家庭における子どもの権利保障」で、保護者は第一義的責任があると書いていて、児童福祉法とかにも書いてあることではあると思うのですけれども、私の理解ではこういう条例をつくるということは、子どもに対する社会の責任というものを明確にするという、つまり子どもを育てるとするのは親、家族だけの役割ではなく、社会全体のものにしていくということも意義があるのかなと考えておりました。</p> <p>そうすると何かここに、まず親に責任がある、しかも第一義的責任があるというのが最初に来るとするのはそれにそぐわないといえますか、逆な方向にもとられかねないかなと思ひまして。ちょっとこの、少なくとも責任はあるのですけれども、「第一義的」というところはなくてもいいのかなとか、あるいはもう少し別の表現にならないかなと思ったところです。感想ですが。</p>
野村会長	<p>これは子どもの権利条約がそういう表記の仕方をしているので、ここでそうしているということになります。第一義的責任を前提とした上で、どういう支援が家庭にできるのかということかなという理解ではあるので、第一義的責任を入れるかどうか。「第一義的」と言わなくても、「子どもが健やかに成長することについて責任があります」だけでもいいかもしれませんね。</p>

	ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。
谷村委員	今の話で少し思ったのですけれども、「保護者」という言葉の定義はどうかのかなというのが少し気になりまして、極端な話をすると「保護者」というワードが「子ども」とそもそも対等ではないみたいな見え方がするのかなと思ったりしまして、表現の仕方難しいなと思うのですけれども、ちょっと気になりました。
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>定義をどうするかという、「保護者とは」ということで、子どもを養育する者。ひょっとしたら、里親などもそこに入ってくることになるので、親としないで保護者としたのはそういう趣旨ではあります。</p> <p>ほかによろしいですかね。次回今日頂いたものを基に答申案に近いものを用意することになると思うので、またそこでご意見を頂ければと。今日初出のところも結構あったので、突然出てきて、突然考えるみたいなものもあったと思いますが、持ち帰っていただいて、いろいろ考えていただいて、次回これに基づいて答申案に近いものでご意見を頂ければと思います。いろいろご検討ありがとうございました。</p> <p>この「各主体（大人）の役割検討部会」で検討いただいたことで、異論はないですかね。そのものとして表記はしていないのですけれども、できる限り入れるように工夫はしてみました。ここが足りないということがあれば、また次回、ご意見を頂ければと思います。</p> <p>ということで、結構いい時間になってきましたので、今日は、検討自体はこれぐらいにしたいと思います。</p> <p>それでは「その他」「今後の進め方について」ということで、これは事務局にお願いしてよろしいですか。</p>
子ども政策担当課長	<p>子ども政策担当課長です。</p> <p>「その他」といたしまして、「今後の進め方」でございますが、第7回の開催日です。*5月31日（金）18時30分からということで、会場は区役所西棟第5・6会議室で予定をしております。また、これについて改めて通知をさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
野村会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>一応今日ご検討いただいたこの権利保障の役割のところについては、現在進行している子どもワークショップとうまくつなげて、子どもからも意見を聞くような機会を設けたいと思ったりもしています。色々なテーマで子どもも忙しくなってしまうので大変申し訳ないのですけれども、大人はこんな検討していますよ、なので、ちょっと意見をくださいみたいに聞いてみたいと思っています。</p> <p>全体はまた改めて、前文ワークショップなども含めて考えていきたいと思いますが、今日ご検討いただいたところまでは少し子どもからの意見を聞く工夫もしてみたいと考えています。</p> <p>ということで、今日用意した次第は以上でよろしいですか。皆様から何かございますか。</p>
岡野委員	主任児童委員の岡野です。先ほど宿題ということで、前文に入りたいフレーズ、用語を提案してくださいというお話があったかと思うのですけれども、これは次回、当日一人一人言うのか、もしくは事前に。
野村会長	事前に頂いたほうがいいかなと思いますので。それは事務局のほうからいつまでに下さいというのをご案内してもらいます。
岡野委員	ありがとうございます。

※都合により次回開催日と場所を右記のとおり変更しました。【令和6年6月12日（水）午後6時30分～、区役所中棟4階第4委員会室】

子ども政策担当課長	提出について改めてご連絡を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
野村会長	では、よろしくお願いします。何か宿題だとか、部会だとか、こき使っているみたいで大変恐縮なのですが、どうぞ。
曾山委員	確認ですけれども、この審議会が5月31日に次回あるということですから、その後というのはもうない想定でしょうか。
野村会長	多分もう1回ぐらいやらなければいけないかなと思っていますが、それは「やります」と私からは言えないので、事務局でご検討いただいているかなと思います。
子ども家庭部長	子ども家庭部長です。審議を尽くしていただくために時間が必要だということは理解させていただいています。ただ、今の時点で申し上げさせていただけるのは、予算上は次回までしかないということですが、議論を尽くしていくために必要だということの認識は我々も持っておりますので、最善を尽くしたいと思います。また状況が変わりましたら、ご連絡させていただければと思います。
野村会長	とてもいい質問で、このままだと次回で終わってしまうのではないかと。
曾山委員	5月31日がたしか最後の予定だったはずだなと思っていたのですが、本当に大丈夫かなと心配になりました。
野村会長	ですよね。私も心配です。ということで、いろいろご検討いただいているかなと思います。 ほかになければ、本日の審議はこれで終わりたいと思います。今日も遅くまで、皆さんどうもありがとうございました。